

件名	栃木県指定有形文化財（彫刻）の名称変更について
提案理由等	<p>栃木県文化財保護審議会から名称の変更が適である旨の答申のあった栃木県指定有形文化財（彫刻）について、当該文化財の名称を変更するものである。</p>

有形文化財（彫刻）の指定名称の変更について

平成30年1月30日付けをもって、栃木県文化財保護審議会から指定名称の変更が適である旨の答申のあった下記の栃木県指定有形文化財（彫刻）について、名称を変更する。

記

種 別	有形文化財（彫刻）
変更前名称	木造 金剛夜叉明王坐像
変更後名称	木造 馬頭観音坐像
員 数	1 軀
所 在 地	矢板市木幡 1194
所 有 者	木幡神社

平成30年 月 日

栃 木 県 教 育 委 員 会

平成 30 年 1 月 30 日

栃木県教育委員会 様

栃木県文化財保護審議会

栃木県指定有形文化財（彫刻）の名称変更について（答申）

平成 30 年 1 月 30 日をもって諮問を受けた有形文化財（彫刻）の指定名称変更の適否について、当審議会は慎重に審議した結果下記のとおり答申します。

記

種 別	有形文化財（彫刻）
変更前の名称	木造 金剛夜叉明王坐像
変更後の名称	木造 馬頭観音坐像
員 数	1 軀
所 在 地	矢板市木幡 1194
所 有 者	木幡神社
指定等の適否	適（理由は別紙調書参照）

指定名称の変更に係る調書	
種 別	有形文化財（彫刻）
名 称 及 び 員 数	木造 金剛夜叉明王坐像 1 軀 （現在の指定名称）
指 定 年 月 日	昭和 48 年 7 月 24 日
所 在 の 場 所	矢板市木幡 1194
所有者の氏名又は名称 及 び 住 所	木幡神社 矢板市木幡 1194
寸法、重量、材質、構造 及 び 形 式	像高 105.0 cm 木造 漆箔
作 者	
制作の年代又は時代	鎌倉時代
画 賛、奥 書、銘 文 等	
その他参考となるべき事項	
変 更 の 適 否	(適) 不適
現 況 及 び 所 見	
<p>.....</p> <p>.....上記の栃木県指定有形文化財（彫刻）の名称を次のように変更することについて.....</p> <p>.....(変更後の名称).....</p> <p>.....木造 馬頭観音坐像 1 軀.....</p> <p>.....(名称を変更する事由).....</p> <p>.....本件は昭和 48 年 7 月 24 日付けで、「木造金剛夜叉明王坐像 1 軀」として栃木県指定有形文化財に指定されたが、その後の調査、研究の進展によって、金剛夜叉明王像ではなく馬頭観音菩薩像であると考えられるようになった（矢板市教育委員会編『矢板市の仏像』平成 10 年）。それをうけてこの度あらためて詳細は調査を行ったところ、下記のように本像が馬頭観音像であることが明らかになった。そのために名称を上記のように変更することが適当であると判断される。.....</p> <p>.....調査による現況と所見を別紙 1 及び別紙 2 に記す。.....</p> <p>.....</p>	

【名称および員数】 木造 馬頭観音坐像

【法量】 (単位: cm)

本体 像高 105.0 髪際高 75.0 本面頂一顎 47.5 面長 18.2

面幅 14.0 面奥 21.3 (現状) 胸奥 24.2

腹奥 25.4 膝張 77.0 坐奥 51.8 (足首衣の際から)

膝高 23.7 (左) 22.9 (右)

台座 高 35.6 框張 97.0

【形状】

〔本体〕3面8臂(左右第4手は亡失)。本面は瞋目、3眼をあらわし、開口する。本面の左右に、瞋目、3眼、開口する脇面をあらわす。3面とも焰髪をあらわす。条帛を左肩から右脇にかけ、背面に垂下部をあらわす。天衣は両肩から両肘内側を通して垂下する。折り返し付きの裙、および腰布を着ける。現在残る6臂はいずれも屈臂する。左第1手は胸の前に上げる(手首以下亡失)。右第1手は胸の前で掌を内に向けて立て、第1、3、4指を曲げて他指を伸ばす。左第2手は肩の高さに上げて肘から先を前方に伸ばし、全指を曲げて持物を執る形。右第2手は肩の高さに上げて肘から先を前方斜め下に伸ばす(手首以下亡失)。左第3手は肘から先を前方斜め下に伸ばす(手首以下亡失)。右第3手は肘から先を前方斜め下に伸ばし、全指を曲げて持物を執る形。左右第4手はいずれも亡失する。両かかとを蓮肉に付け、爪先を上に向け、両膝を浮かせて正面を向いて坐る。

〔台座〕蓮華座。蓮肉は8方入隅形、縁に蕊をあらわす。蓮弁は12方2段、後方分は省略する。反花は12方2段。框は6方入隅形。隅足、蹴込み付き。隅足の側面に隅金具を貼る(銅製鍍金)。

【品質構造】

〔本体〕カツラ材か。漆箔。彫眼。

頭体の幹部は本面および脇面の焰髪の頂から左右第1手の肘、両腰脇までを含み、両脇面の外側の耳の前を通る線で前後2材を矧ぎ、内割りする。像内は丸鑿で粗く彫る。前面材は木芯を前後いずれかに大きく外し、背面材は木芯を前方に外す。両脚部は下側に横1材、上側の両脛から腰部に左右各1材を矧ぎ、大腿部上面に左右各1材を矧ぐ。左右第1手は肘と手首で、左右第2、3手は肩、肘、手首で、それぞれ矧ぐ。左右第4手は肩で矧ぐ(亡失)。両足

先を短く。像表面は錆漆地、黒漆塗り、漆箔。髪は朱。目の縁、口内は朱。歯は白。

〔台座〕ヒノキ材。漆箔。蓮肉の天板部は左右2材を短く。蓮弁部は縦材を12方に短く。反花は6方に短く。框は6方に短く。天板後方に光背を立てた丸柄穴がある。台座内部に方向を示す「前」、および「御光りん光／但大佛口」などの墨書がある。

【保存状態】

〔本体〕右脇面の髻前面、右膝下方の衣部、表面仕上げ、各後補。左脇面の髻背面、左右第4手の肩以下、左第1手、左第3手、右第2手の各手首以下、天衣垂下部、各亡失。右脇面の頭頂部、本面および両脇面の鼻の頂、左膝下方の衣部、左足指の先、右足第2、5指の先、右足の親指付け根の裏、両かかとの間の衣部、各欠失。本面天冠台上の馬頭冠を亡失するか。左右第4手の両肩以下は後世切断する。その時に、左右第2、3手の肩の位置を数cm下げて付け直す。像表面の漆箔と彩色は後補（近世か）。

〔台座〕 後補（近世）。

【時代】

鎌倉時代

調 査 年 月 日 平成 28 年 7 月 14 日

調 査 委 員 氏 名 副島弘道

(別紙2 所見)

本像は当初は3面8臂をあらわしていたが、造立後のある時期に、左右の第4手が肩の位置で切断され、その際に左右第2、3手が肩の部分で当初よりも低い位置に付け直された。第4手が何かの理由で失われた時に、その付け根を切り直し、残った6本の腕を正面から見て違和感がないように付け直したように見られるが、確かな事情は不明である。また、本面の天冠台上にあったはずの馬頭冠は現在失われているが、それを留めたとみられる釘痕が残る。このように造立時の姿が後世に一部変えられているが、爪先を上げて両膝を浮かせた座り方は、各種図像に知られる馬頭観音に独特なものであり、本像が馬頭観音として造立されたことは明らかである。

馬頭観音は各種の観音菩薩のなかで忿怒相をとるめずらしい尊像であり、『馬頭念誦儀軌』などの経典に説かれ、図像集などには1面2臂から4面8臂までのさまざまな姿の像が描かれる。彫像としては平安時代後期からの作例が知られるが、顔と腕の数はさまざまであり、また、立像と坐像の両方の姿の像が造られている。それらの遺品のなかで、本像に近い姿の像としては、3面8臂で両膝を浮かせて正面向きに坐る福井県中山寺の鎌倉時代作の馬頭観音坐像(重文)などがある。

馬頭観音像の多くは、胸の前で左右第1手の第2、4指を曲げて他指を伸ばした馬口印を結ぶが、本像の右第1手は第1、3、4指を曲げる。この手は作風から造立当初のものと思われるが、その印相の典拠は未詳である。

多面多臂の複雑な姿が均斉よくあらわされた作風と手慣れた造像技法から、本像はおよそ鎌倉時代13世紀半ば頃の専門仏師の手になるものと見られる。造立事情を伝える銘文、史料などは知られないが、ヒノキではなく広葉樹とみられる材を用い、両脇面までを含み大きく木取りしていることなどからは、この地方で制作された可能性も考えられる。

調査年月日 平成28年7月14日

調査委員氏名 副島弘道



①



②



③



④



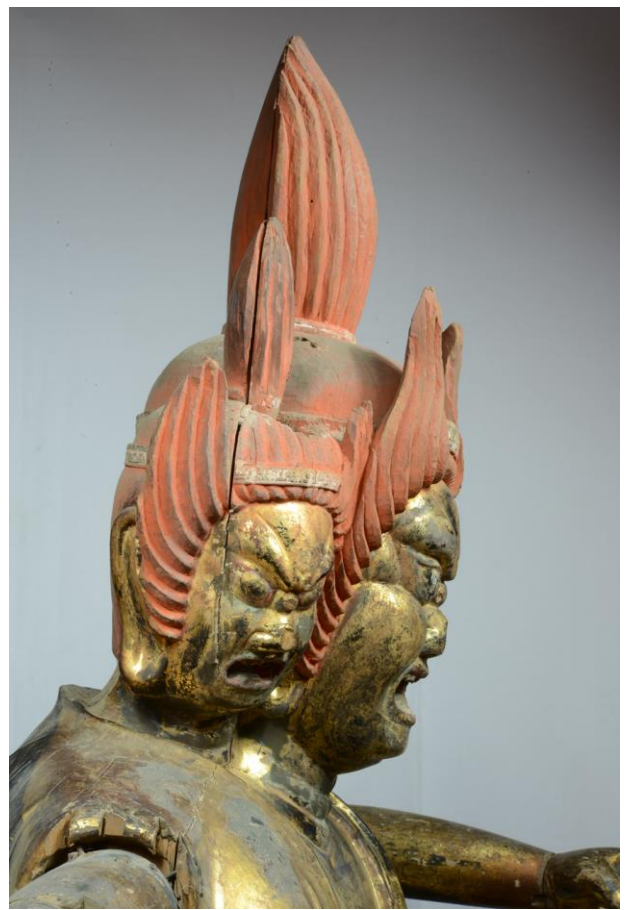
⑤



⑥



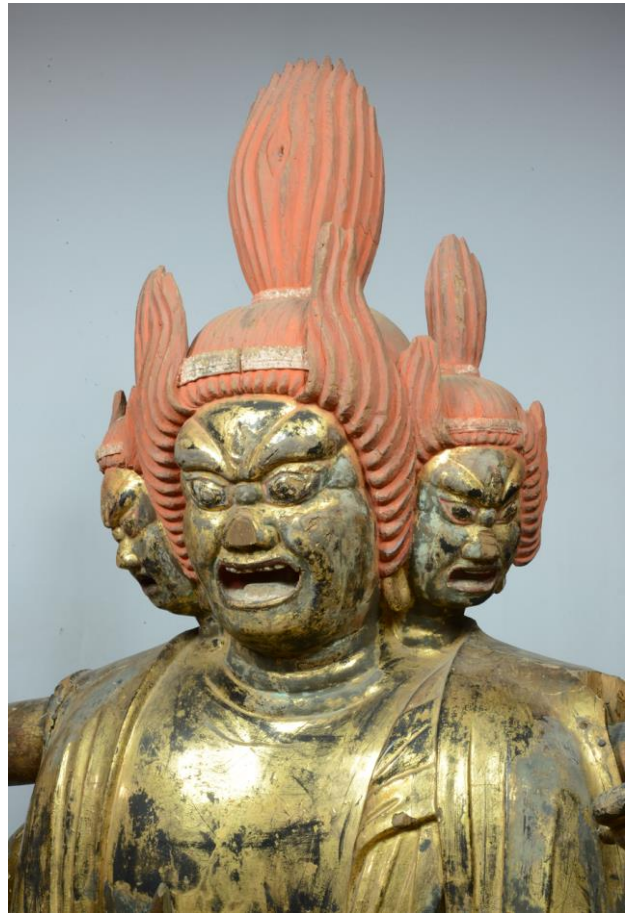
⑦



⑧



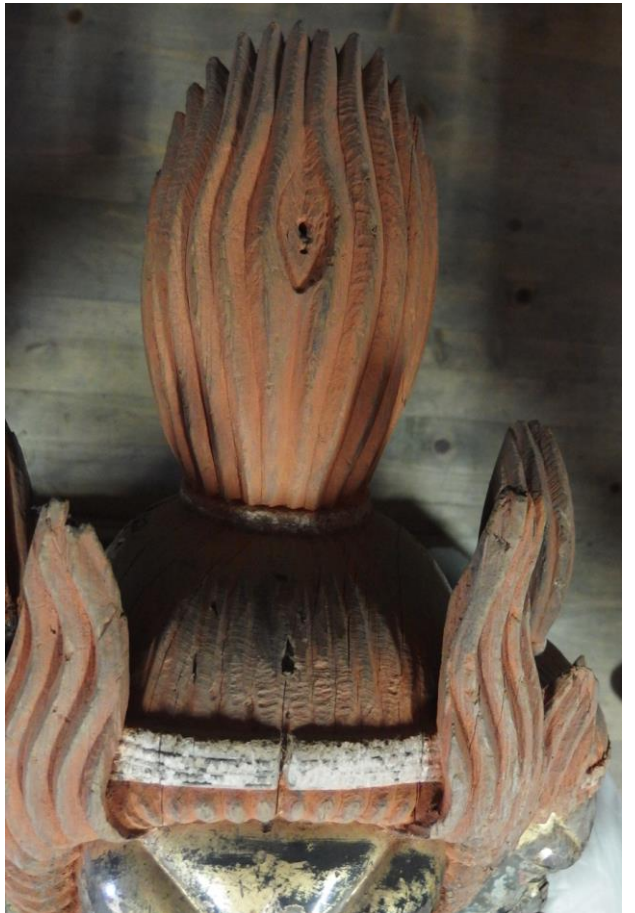
⑨



⑩



⑪



⑫